

知的財産戦略本部

WGヒアリング説明資料

# インターネット上の著作権侵害対策につきまして

2010年2月22日

社団法人日本インターネットプロバイダー協会  
(略称JAIPA: Japan Internet Providers Association)

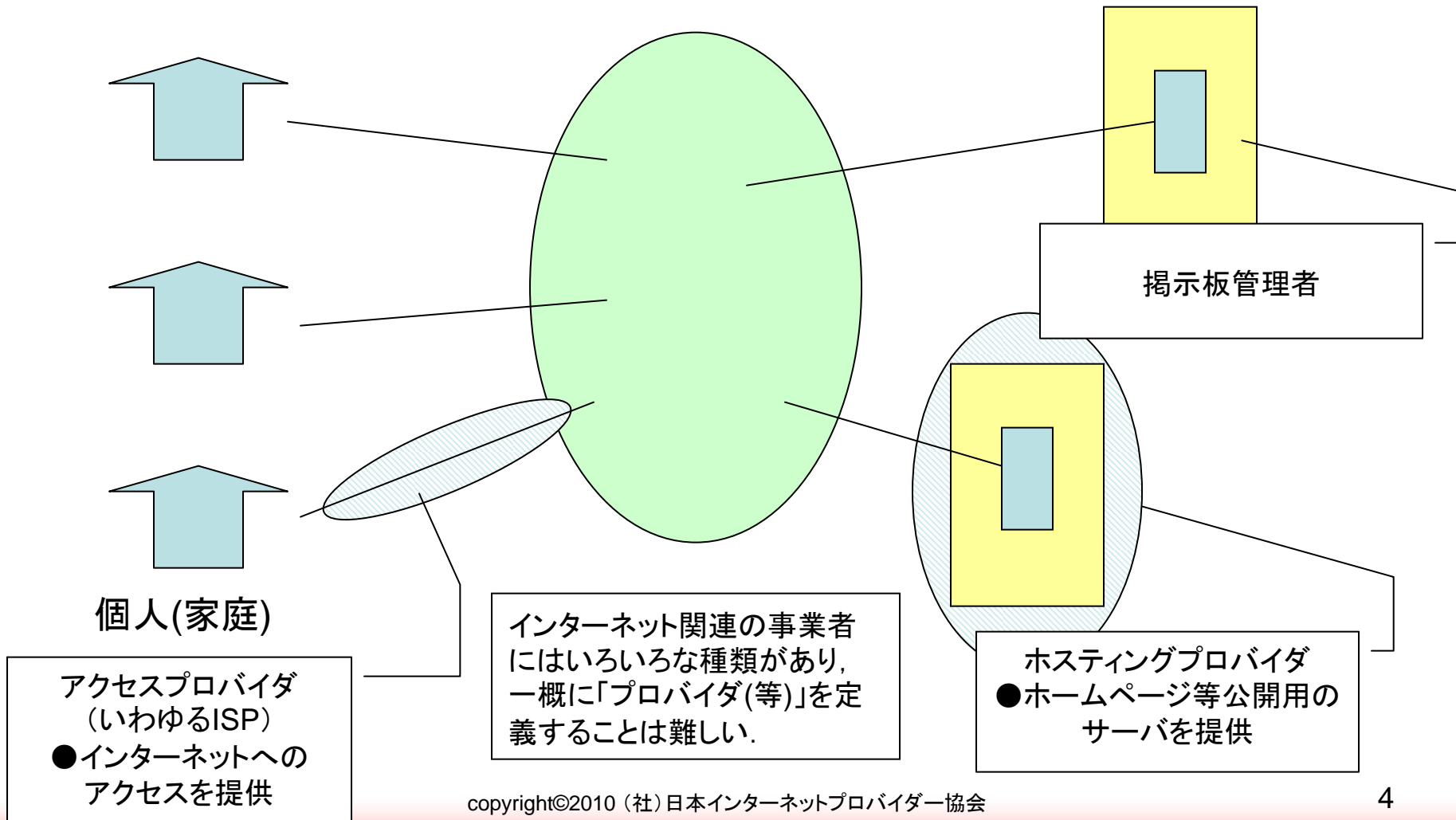
# JAIPAの概要

- 設立1999年（社団法人認可2000年12月）
- 会長 渡辺 武経
- 会員
  - 中小(地域)ISP事業者
  - 大手ISP事業者
  - ホスティング事業者
  - インターネットサービス事業者
  - その他インターネット関連事業者
- 会員数は約180社だが、日本の固定網インターネット利用者数の約90%にサービスを提供\*

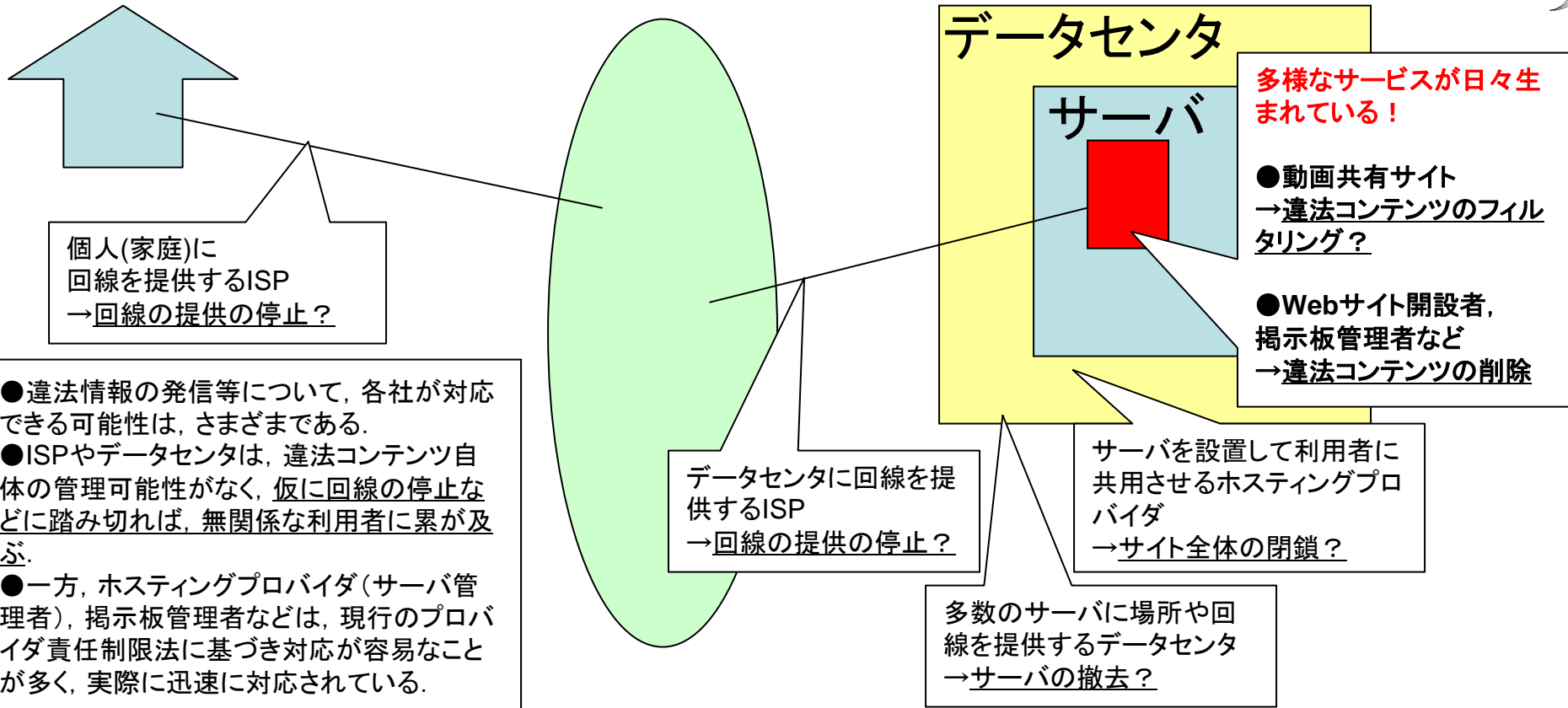
# JAIPAの活動

- インターネットの安全・安心への取組み
  - インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会事務局を担当
- トラフィック問題や情報セキュリティ問題への取組み
  - 帯域制御ガイドライン等検討協議会、大量攻撃と通信の秘密ガイドラインの事務局を担当
- 利用者保護及びインターネット上の諸問題への取組み
  - 電気通信サービス向上推進協議会、違法情報等対応連絡会、ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会等に参画。
- インターネット関連の様々な問題について、関係省庁・組織と連携しインターネットの運営に関わる立場から現実的、効果的な施策を提言。

# 一概に「プロバイダ」を定義するのは難しい



# サービスによって、対応可能性の違い

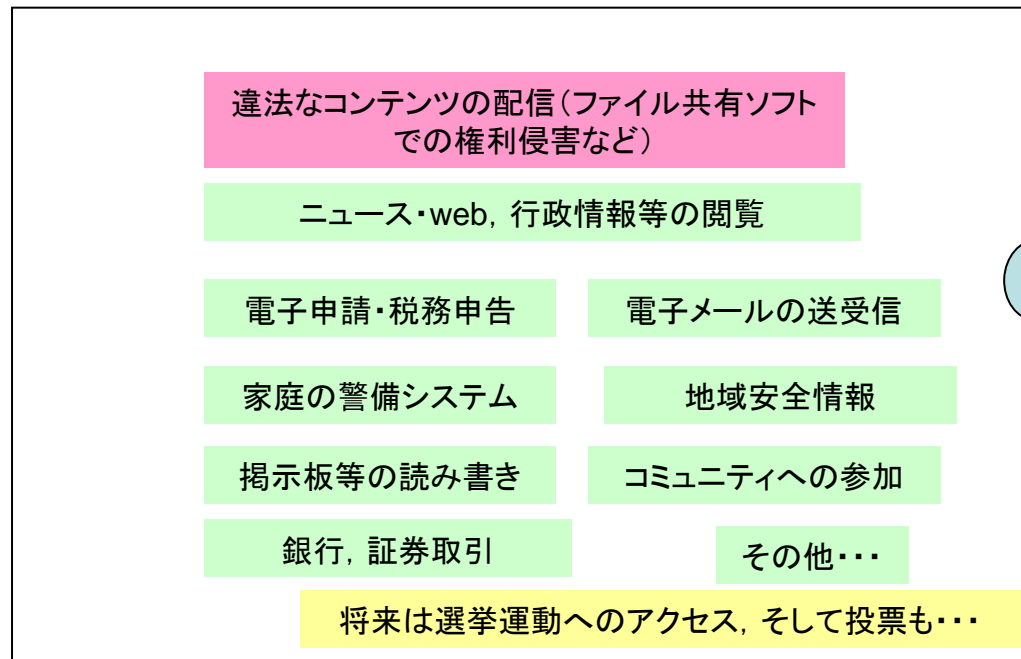


- 違法情報の発信等について、各社が対応できる可能性は、さまざまである。
- ISPやデータセンタは、違法コンテンツ自体の管理可能性がなく、仮に回線の停止などに踏み切れば、無関係な利用者に累が及ぶ。
- 一方、ホスティングプロバイダ(サーバ管理者)、掲示板管理者などは、現行のプロバイダ責任制限法に基づき対応が容易なことが多く、実際に迅速に対応されている。

## 特に、技術的対策については、

- 多様なサービスが存在し、新たなサービスも次々と登場している中、**どのサービスにおいても効果的に機能する対策技術は存在しない。**
- 個人を含む多様なサービス提供者が存在し、届出義務のない者が大半を占める中、**誰にとっても導入が現実的な対策技術は存在しない。**

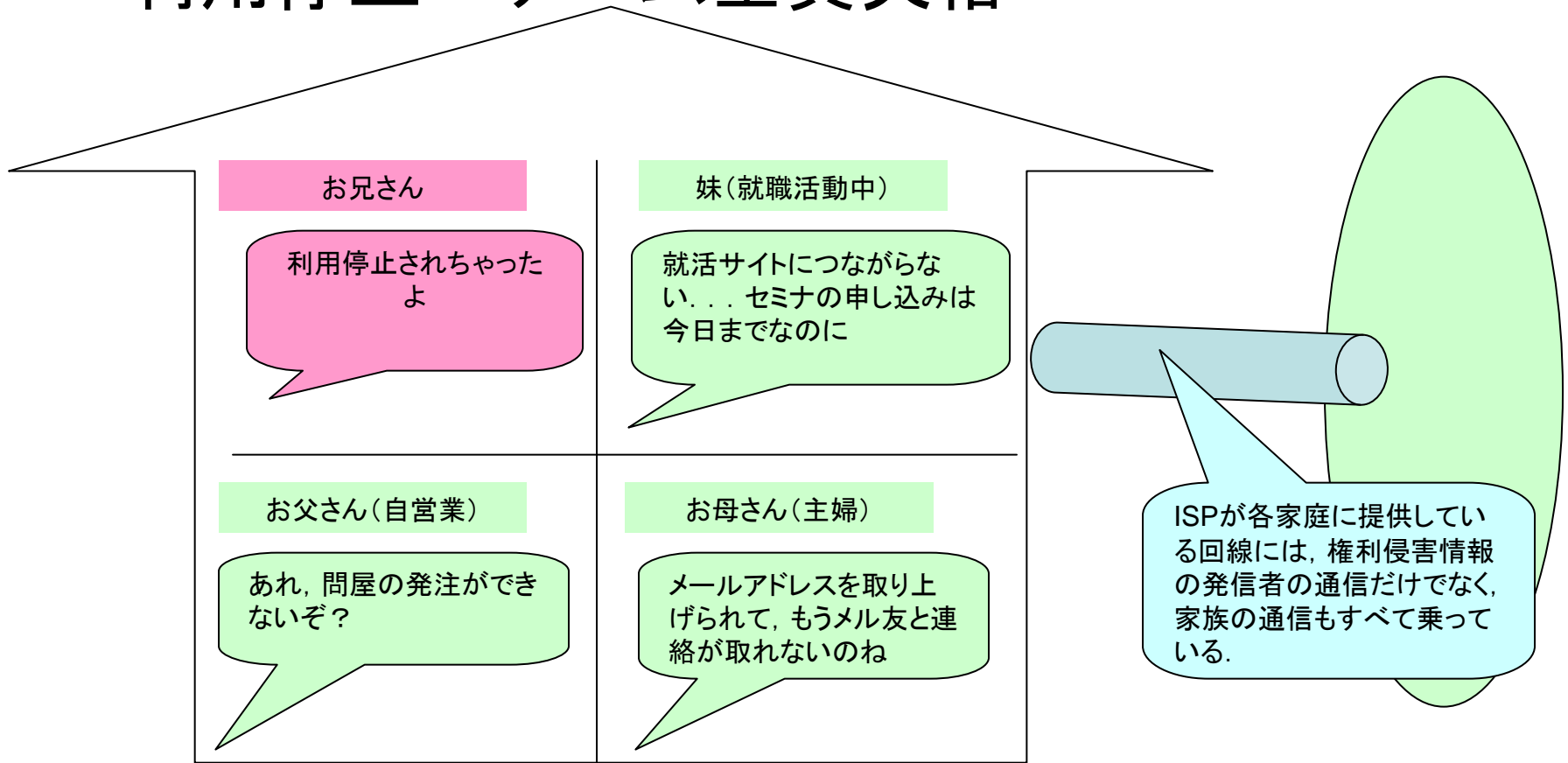
# 接続プロバイダによる利用停止の危険性



ISPがサービスの提供を停止するということは、違法なコンテンツの配信だけでなく、すべてのネット利用を制限される。

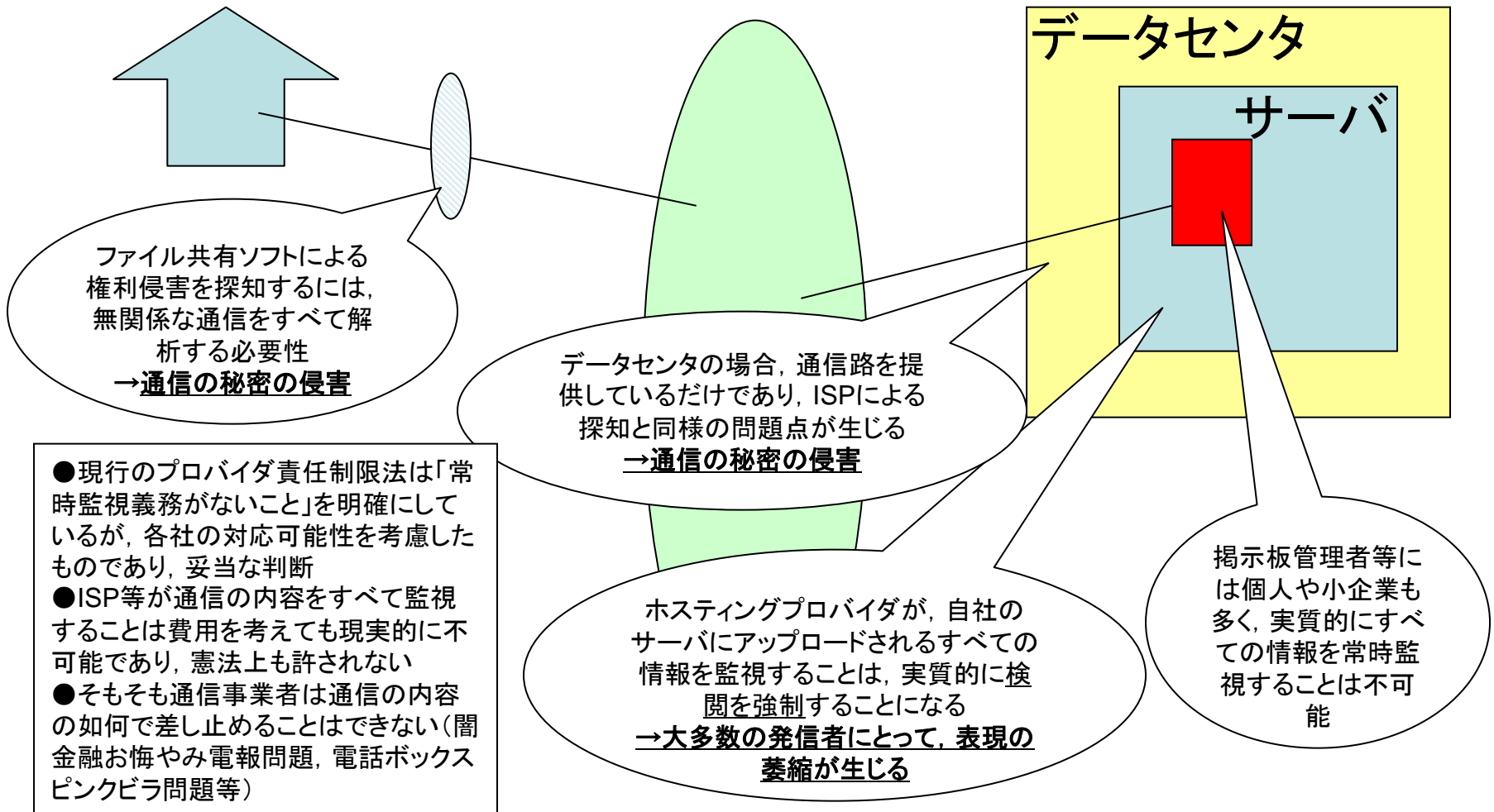
- アクセスを提供するISPがサービスの提供を停止した場合、違法な情報発信にとどまらず、適法なネット利用もすべてが停止されることになる。
- 既にネットは個人の情報発信に不可欠なツールであり、適法な表現を含む表現や通信の自由が奪われる。
- 行政情報へのアクセス, 銀行取引, 防災情報, 家庭の警備システムなど, まさに「命綱」を止められることになる。
- 現代社会でネットの利用停止を受けることは, 社会からの排除を意味する。

# 利用停止→チーム全員失格



●さらに、ブロードバンドアクセスにおいては、「1人1契約」から「1世帯1契約」になっており、家族の誰かが権利侵害情報を発信したことで、家族全体がネット社会から締め出される結果になる。

# 接続プロバイダによる監視の義務化は無理





# (参考) 監視義務化の問題点

## 憲法

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

直接的には、「公権力が内容を調べること」

しかし、法律で事業者に通信内容を調べるよう強制することは、実質的に電気通信事業者を「手先」に使う検閲と考えられ、違憲立法となるおそれ

## 電気通信事業法

(検閲の禁止)

第3条 電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。

(秘密の保護)

第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

(利用の公平)

第6条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

通信の秘密は基本的人権の一環である憲法上の権利であり、新たな立法の際には慎重に検討する必要がある。

特に、「監視義務化」は、権利侵害を行わない利用者を含めた全利用者の通信の秘密を犠牲にすることに注意が必要である。

## 大阪電報事件(大阪地判2004.7.7)

電気通信事業者に一定の内容の電報の受付、配達を差し止めるよう求めることは、現行法上許されない通信の秘密の侵害を求めることであり、およそ認められない。

電気通信事業者は、通信内容の如何に関わらずその通信を取り扱わなければならない。そのため、名誉毀損、脅迫等の通信を含めて、通信の取り扱いを差し止めることを義務付けた立法例はない。(現行プロバイダ責任制限法は、差し止めることが「できる」旨を規定し、権利侵害への円滑な対応が図られている。)

# 権利者とプロバイダの協力に基づく取組み

- ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会  
(CCIF)

- 2010年4月から、ファイル共有ソフトで権利侵害情報を流通させた利用者に啓発(警告)メールを送信するスキームが本格稼動
- 権利者とISPが協議会を設立して運用

# 法改正よりも、すべきことがある。

- 国に求められるのは、法改正ではなく、民間だけでは限界がある問題への取り組み。例えば・・・
  - － 低コストで効果的な侵害防止技術の開発に対する支援
    - プロバイダが著作権侵害対策を行う場合に有益
  - － 権利者とプロバイダとで前向きな協議ができる場の構築・調整
    - 著作権侵害対策には、両者の協力が不可欠。
  - － 国民への周知啓発
    - 本来的には、著作権侵害情報の発信者となる国民の意識向上が第一。
- インターネット上の対策の検討にあたっては、手法や対策を行なうべき対象、実現可能性についてプロバイダ事業者を交えての具体的検討が必要。

**警察庁  
総合セキュリティ  
対策会議**

<権利者団体>  
日本音楽著作権協会  
コンピュータソフトウェア著作権協会  
不正商品対策協議会

<ISP事業者団体>  
テレコムサービス協会

が委員として参加

2008年3月

**2007年度報告書  
Winny等  
ファイル共有ソフトを  
用いた  
著作権侵害問題と  
その対応策について**

**【提言】**

- ・著作権侵害事犯への対処
- ・協議会の設置

**ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会 (CCIF)**

2008年5月、権利者団体とISP事業者団体等で設立

■会員 2010年2月現在  
 会長 桑子 博行 (社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長  
 会長代理 久保田 裕 (社)コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事  
 (社)電気通信事業者協会  
 (社)日本インターネットプロバイダー協会  
 (社)日本音楽著作権協会  
 (社)日本ケーブルテレビ連盟  
 (社)日本映像ソフト協会  
 日本国際映画著作権協会  
 不正商品対策行議会

■アドバイザー  
警察庁  
総務省  
文化庁  
北川高嗣技術  
部会主査

■技術部会  
主査 北川 高嗣 筑波大学大学院システム情報研究科教授 他

(1) ISPからの確認(警告)メールによる注意喚起

(2) ISPによるアカウントの停止

(3)著作権者等から発信者への損害賠償請求

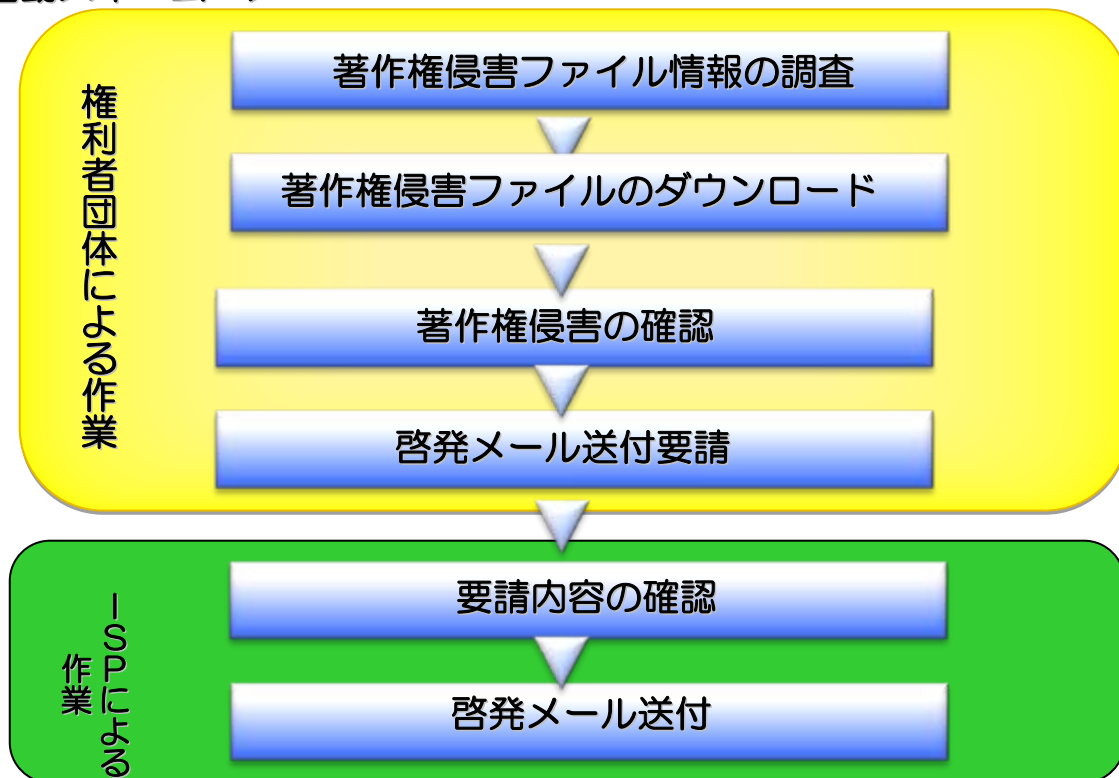
(4)警察による捜査および検挙

メールによる注意喚起活動を本年3月より開始

著作権等権利者団体とISP事業者団体等が連携し、啓発メールを送付する活動を実施。

Winnyネットワークに権利者団体(もしくはその会員権利者)が著作権等侵害であると確認したコンテンツを共有(公開)しているWinnyユーザーに対し、権利者団体からISPへ啓発メールの送付を要請。

< 活動スキーム >



- 2009年7月～9月  
実証実験を実施
- 2009年2月  
ガイドラインを策定
- 2009年3月  
ISPによる注意喚起メール送信活動を開始